

用語集

公募資料において使用する用語の定義は、下表のとおりとする。

用語	定義
ウォーターPPP	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」を併せた総称。
管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）	公共施設等運営事業（コンセッション方式）（レベル 4）に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、また、水道、下水道、工業用水道分野において、レベル 4 に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式をいう。
本業務	発注者と受注者が契約締結する令和 9 年度から令和 18 年度まで【館林市下水道事業ウォーター P P P 業務委託】において発注者が受注者に委託する業務をいい、その内容は要求水準書等に記載する。
要求水準書	本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
要求水準	契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類に基づき定められている本業務の実施において発注者及び受注者が充足すべき水準をいう。
要求水準の未達	要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
既存施設等	契約締結日時点において発注者が所有又は管理しており、本業務の実施のために受注者が引き継いで使用する下水道施設等、設備、備品及び関連資料等をいう。
下水道施設等	公共下水道事業、農業集落排水事業及び地域し尿処理事業に係る処理施設並びに管路施設をいう。
履行期間	受注者が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和 9 年度から令和 18 年度まで）をいう。
第Ⅰ期履行期間	履行期間のうち、令和 9 年度～令和 13 年度までをいう。
第Ⅱ期履行期間	履行期間のうち、令和 14 年度～令和 18 年度までをいう。
移行期間	本契約締結日の翌日から履行開始日の前日までの間であって、受注者が既存施設等の引継ぎ、確認、及び本件施設の運転・維持管理の一部を実施する期間をいう。
業務委託料	本業務の対価として、発注者が受注者に支払う金銭をいう。
不可抗力	本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他

	の人為的な現象のうち、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、発注者又は受注者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
監督員	本業務を監督する発注者の責任者をいう。
統括遂行責任者	本業務を実施する上で管理をつかさどる受注者の代理人をいう。
業務主任技術者	各施設の業務主任技術者をいう。
法令等	本契約の締結及び本業務の実施に関連して適用される法律、政令、省令、地方公共団体の条例及び規則並びに所管官庁の告示、通達、指針、基準及び行政指導等をいう。
発注者（市）	館林市をいう。
応募者	本業務に応募しようとする単独企業又は応募グループをいう。
単独企業	本業務に単独に応募する企業をいう。
応募グループ	本業務に複数の企業が共同に応募するグループをいう。
代表企業	応募グループを構成する企業のうち、当該グループを代表する企業をいう。
構成企業	応募グループを構成する企業をいう。
共同企業体（JV）	応募グループとして応募した複数の企業が、本業務を共同で受託するために結成する組織体をいう。
優先交渉権者	審査結果を受けて、本業務の委託先として発注者が決定した単独企業又は応募グループをいう。
受注者（事業者）	発注者と本業務の契約を締結し、本業務を実施する単独企業又は共同企業体（JV）をいう。
地元企業	館林市内に本店を置く企業をいう。
成果品	要求水準書に基づいて受注者が提出すべき提出図書の総称をいう。
調査	施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
巡視	マンホールを蓋は開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールの蓋の状況等、管路施設の地上部の状態を把握する業務をいう。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	対象施設の一部の補修又は取替えを行うこと（ただし、長寿命化対策に該当するものを除く）。
指示	発注者の発議により、発注者が受注者に対し方針、基準、計画等を示し、本業務を実施させることをいう。

協議	本業務の履行に関し、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
承諾	受注者の発議により、受注者が発注者に報告・申出を行い、発注者が書面等により同意することをいう。
承認	受注者の発議により、受注者が発注者に報告・申出を行い、発注者がその内容を審査の上、書面等により正式に認めることをいう。
確認	事実の存否を認定することをいう。
提出	発注者又は受注者が相手方に対し、本業務に係る書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む）を説明し、差し出すことをいう。
報告	受注者が発注者に対し、業務の状況又は結果について書面等により説明し、知らせることをいう。
連絡	発注者と受注者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メール等により互いに知らせることをいう。
配置	本業務の遂行に必要な資格及び能力を有する技術者を、勤務場所及び業務に割り当てることをいう。
選任	本業務の遂行に必要な資格及び能力を有する技術者を、業務の責任者又は従事者として指定することをいう。
専任	本業務の遂行に必要な資格及び能力を有する技術者を指定したうえで、原則として本業務に専属で従事させることをいう。